

○予算措置に関する要望等 10件

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
1	条件不利地域における農業生産活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境を利用した体制づくりを進めるうえで、生産者の保護や農家所得向上につながる施策が必要と考える。</li> <li>条件不利地域における農業生産活動を継続するためには、農業・農村の多面的機能を維持する制度が必要である。</li> </ul>	青木養鶏場	農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「多面的機能支払交付金制度」により、農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等)の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の保全管理を促進するとともに担い手農家への農地集積を後押しする。</li> <li>・支援の対象は、農業者及び地域住民、団体などで構成される活動組織。</li> <li>・交付金の対象となる農用地は、農振農用地区域内の農用地、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地。</li> <li>・多面的機能支払交付金は以下の交付金から構成されている。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地維持支払交付金－農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動を支援する制度</li> <li>2. 資源向上支払交付金－地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援する制度                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動組織の対象農用地が農業地域類型の中間農業地域と山間農業地域に位置する面積割合が過半以上である場合、優先的に予算が配分される。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	現行制度等に対応可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産活動を継続するため、農業・農村の多面的機能を維持する制度としてすでに「多面的機能支払交付金制度」があり、中間農業地域と山間農業地域に位置する面積割合が過半以上である場合、優先的に予算が配分される。</li> <li>・多面的機能支払交付金制度の活動は、農業者と地域住民が一体となって農地や農業用施設の適切な保全管理に取り組むものであり、農業農村のもつ多面的機能が今後とも適切に発揮されることにより、県民全体の利益につながることから、県としても積極的に当該制度を周知し、取組拡大に向け努めていく。</li> </ul>
2	住宅における災害時エネルギー自立と平常時のエネルギー最適利用に沿った設備投資への支援と助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電や電気自動車等の蓄電池を住宅設備として設置することで、平時にはエネルギーの最適利用ができ、災害時には、蓄電池による長期的な自立が可能となる。</li> <li>・このため、このような設備投資に対する助成をしてほしい。</li> </ul>	一般社団法人静岡県都市開発協会	エネルギー政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の導入に向けて、国は平成24年度に固定価格買取制度を開始した。これに伴い、太陽光発電設備の設置費に対する助成は平成25年度に廃止された。</li> <li>・また、県の住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成制度は、29年度で終了する。</li> <li>・なお、国のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)に対する助成制度の中で、太陽光発電の設置を要件とした上で、蓄電システムについて上乗せ助成の対象としている。</li> </ul>	現行制度で対応可能(一部は、国へ要望)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定価格買取制度では、設備導入費の償還が可能となるよう買取価格が設定されており、設備設置費に対する助成と同様の効果がある。</li> <li>・県の住宅用太陽光発電設備に対する助成は、県の32年までの導入目標を5年前倒しで達成するとともに、設備の導入単価が、助成制度創設当時と比較し、既築住宅で3割近く低下していることから、制度の目的を達成したため、今年度をもって終了する。</li> <li>・蓄電システムについては、引き続き国の助成制度のPRを行い普及に取り組むとともに、全国知事会を通じて、国に対し、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進を求めていく。</li> </ul>
3	畜産施設整備事業の対象範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産施設整備に関する国庫補助事業「畜産クラスター事業」や「強い農業づくり交付金」について、地方公共団体が行う畜産施設に至る道の整備や公共的な糞尿処理施設などインフラ整備についても補助対象となるよう補助制度を拡大すること。</li> <li>・トレーラーが通行できる道の整備や糞尿処理施設は、業務に不可欠であり、整備されていない場合は、個人で整備する必要があり、多額の費用負担により畜産経営を圧迫している。また、費用負担が困難な場合は、道が整備されている事業用地に候補地が限られるなど、規模拡大における課題となっている。</li> <li>・については、道や糞尿処理施設など、非生産施設の整備については、地方公共団体が行うよう、補助対象の拡大を要望する。</li> </ul>	青木養鶏場	畜産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(通称：畜産クラスター事業)」、「強い農業づくり交付金」の補助対象は、畜産事業者または畜産事業者の集団が行う牛舎や鶏舎等の畜産施設の整備経費に限られ、飼料や堆肥、家畜等の運搬車や集乳車等大型のトレーラーが畜舎まで通行できる道や公共的な糞尿処理施設の整備経費が含まれていない。</li> <li><b>畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(対象者)</b> 都道府県知事が認定する「畜産クラスター計画」に位置づけられた中心的な経営体(整備内容)</li> <li>①施設整備事業 収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備等</li> <li>②機械導入事業 収益力強化等に必要な機械のリース導入</li> <li><b>強い農業づくり交付金(実施主体)</b> ・都道府県 ・市町村 ・農業者の組織する団体 等</li> </ul>	他の既存制度で対応可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が行う道路や糞尿処理施設の整備については、国庫補助金等「農業競争力強化基盤整備事業」、「農山漁村地域整備交付金」により対応可能である。</li> <li>・なお、制度を活用する場合には、実施する地区において一定の要件(草地面積、飼養頭羽数等)を満たす必要があることに加え、市町における計画(酪農及び肉用牛生産近代化計画)の策定が前提となること、事業推進のための各地区の支援体制整備(市町、農協等)が必須となることから、対象となる市町や農協等と検討・調整する必要があるため、地元の要望等を踏まえ対応していくことになる。</li> <li><b>農業競争力強化基盤整備事業</b> うち「草地畜産基盤整備事業」(実施主体) 都道府県 等(整備内容) ・道路整備 ・家畜排せつ物処理施設整備 等</li> <li><b>農山漁村地域整備交付金</b> うち「草地畜産基盤整備事業」、「畜産環境総合整備事業」(実施主体) 都道府県、市町村 等(整備内容)</li> </ul>

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
					(整備内容) ・畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設(糞尿処理施設を除く)、自給飼料関連施設 等		・道路整備、家畜排せつ物処理施設整備 等
4	住宅以外の耐震診断・耐震改修に対する補助制度における対象建築物の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次静岡市耐震改修促進計画等における補助制度には、「耐震診断及び補強計画策定に対する補助」と「耐震改修に対する補助」があり、補助の対象となる建築物は、木造住宅以外では、「昭和56年5月31日以前に着工された建築物」のうち、「原則3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上」とされている。</li> <li>これまでの地震による建物被害は、建物の規模に拘わらず発生していることから、補助対象を「原則2階以上」とし、補助対象建築物を拡大し、建築物の耐震性向上を促進する。</li> </ul> <p>※昭和56年5月31日以前の、いわゆる「旧耐震基準」で建築された建築物における地震による建物被害は、特に、鉄骨造建物において、古いタイプの部材(日の字柱 等)の使用や、不十分な溶接によるものも多く、小規模建築物においても倒壊・崩壊、大破の被害が発生している</p>	静岡県建設業協会	建築安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅以外の建築物の耐震化に対する補助制度は、国の制度要綱に基づき補助するものであり、制度を創設し、耐震化を実施する市町に対して、国、県は補助することとしているが、政令市に対して、県は補助していない。</li> <li>県の補助制度のうち、木造住宅以外の建築物の耐震診断及び補強計画策定に対する補助については、階数や面積の要件はないが、耐震改修については、原則、3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上を要件としている。</li> <li>小規模建築物に対する市町の補助制度の創設状況(平成29年度)としては、耐震診断について28市町が制度を創設しているものの、補強計画策定について創設している市町はない。</li> <li>耐震改修については、原則3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物について、8市町が補助制度を創設している。</li> </ul>	その他(当面、現行制度を推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市の補助制度に関する提案であるが、県の耐震診断及び補強計画策定に対する補助制度としては、昭和56年5月31日以前に建築された建築物を補助対象としており、階数、面積の要件がないことから、既に対応済である。</li> <li>本県における、3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上の特定建築物についての耐震化率は、90.3%(2016年度末実績)であり、目標値に掲げている95%(2020年度末)は達成していない。</li> <li>よって、耐震改修に対する補助制度については、国の制度要綱に基づき、原則3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上の特定建築物を対象とし、まずは、これらの建築物の耐震化を促進する必要があると考えている。</li> </ul>
5	「TOUKAI-0」総合支援事業における対象建築物の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>「TOUKAI-0」総合支援事業は、昭和56年5月31日以前の、いわゆる「旧耐震基準」で建築された建物について、耐震性を高めるための耐震補強工事等に要する工事費用等の一部を助成対象としている。一方で、平成12年6月1日の建築基準法の改正により、平成12年6月1日以降に建築された木造住宅における耐震性は格段に向上した。</li> <li>このため、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建築された木造住宅の耐震性については、その耐震性について懸念されているところであり、助成対象とすることによって、この間に建築された木造住宅の耐震性の向上に努める。</li> </ul> <p>昭和56年5月31日以前の、いわゆる「旧耐震基準」で建築された建物…助成対象  <b>昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建築された木造住宅…耐震性を懸念</b>  平成12年6月1日以降に建築された木造住宅…耐震性に問題なし</p>	静岡県建設業協会	建築安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日までに建築された新耐震基準の木造住宅の耐震補強に対する県の助成制度はない。</li> </ul>	その他(当面、現行制度を推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省の見解によれば、昭和56年以降平成12年までの木造住宅に関しては、劣化要因による評点の悪化を除けば、阪神・淡路大震災でも倒壊被害が少なかったように、耐震基準は有効であると考えており、平成12年の法改正の基準は、昭和56年の耐震基準が単に明確になったものとしている。</li> <li>本県における昭和56年以前の木造住宅の耐震化率は82.4%(2013年)にとどまっていることから、想定される巨大地震から県民の生命を守るためには、まずは、引き続き、昭和56年以前の木造住宅の耐震化に取り組む必要がある。そのため、「耐震改修促進計画」では、2020年度末までに耐震化率95%を目標に掲げ、耐震化の進まない高齢者世帯等に対する施策などにより、市町とともに住宅の耐震化に取り組んでいるところである。</li> <li>なお、熊本地震の被害調査、分析を踏まえ、国が昭和56年6月から平成12年5月までに建築された新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証方法を示したことから、リフォーム等の機会を捉え、耐震性能を検討してもらえよう、建築士会等の関係団体と連携し、県が主催する講習会の場や、団体が主催するセミナー等において周知していきたいと考えている。</li> </ul>
6	避難施設として開放可能な公共的建築物並みの耐震性能を有する民間建築物への税制上の優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に避難施設となる建築物は、公共的建築物として通常よりも強度の耐震を求められる。</li> <li>地域防災の要となる避難施設は、地域住民の避難行動を鑑みれば、地理的に、より近くに、より多く存在すべきである。</li> <li>地域住民が避難可能な、民間建築物を対象に、公共的建築物並みの耐震性能を有した場合、大幅な税制上の優遇措置(固定資産税の軽減等)を行う。</li> </ul>	静岡県建設業協会	危機情報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、市町は以下の条件を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定している。 ①管理条件、②立地条件、③構造条件、④地震に対して安全な構造</li> <li>市町が指定する指定緊急避難場所は、公共施設のほか特に津波避難ビル等については、多くの民間施設が既に指定緊急避難場所として指定されている。</li> </ul>	その他(褒賞制度あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、津波から一時的に避難するための津波避難ビルについては、市町と事業所との協定等により、優遇措置無しで既に指定が進んでいるなど、すでに、地域住民と事業所等が一体となって、地域として防災対策を進められていることから、税制上の優遇措置は不要と考える。</li> <li>なお、地域防災力を高めることは非常に重要なことであり、日ごろから防災活動を通じて、地域の防災力の向上に貢献した事業所については、「静岡県地域防災活動知事褒賞」により表彰している。</li> </ul>

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
7	分譲マンションの屋上や集会室等の避難施設の指定への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体において、分譲マンションの屋上や集会室等を避難施設として指定されるようであれば、行政としては、避難箇所が増加し、単体の避難タワーや避難施設の余分な施設建設の削減に繋がると考える。</li> <li>防災に対応した不動産開発の推進を図るための助成をお願いしたい。</li> </ul>	一般社団法人静岡県都市開発協会	危機情報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、市町は以下の条件を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理条件、②立地条件、③構造条件、④地震に対して安全な構造</li> </ul> </li> <li>市町が指定する指定緊急避難場所は、公共施設のほか特に津波避難ビル等については、多くの民間施設が既に指定緊急避難場所として指定されている。</li> </ul>	その他(褒賞制度あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、津波から一時的に避難するための津波避難ビルについては、市町と施設所有者との協定等により、優遇措置無しで既に指定が進んでいるなど、すでに、地域住民と施設所有者等が一体となって、地域として防災対策を進められていることから、新たな助成は不要と考える。</li> <li>なお、地域防災力を高めることは非常に重要なことであり、日ごろから防災活動を通じて、地域の防災力の向上に貢献した事業所については、「静岡県地域防災活動知事褒賞」により表彰している。</li> </ul>
8	防災力向上のための、電線の地中化への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線地中化については、分譲事業主の取組姿勢次第であり、総負担をしなければならないため、個々での取組が進まないのが現状である。</li> <li>防災に対応した不動産開発を推進するため、電線地中化に対する助成をしてほしい。</li> </ul>	一般社団法人静岡県都市開発協会	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>民地における電線地中化に要する費用は、内陸フロンティア推進区域の認定住宅地に適用される「豊かな暮らし空間創生事業費」による助成対象である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○内容：住宅地整備への助成</li> <li>○対象：市町</li> <li>○対象事業費：事業者が整備する道路、公園等の公共施設の整備に対して市町が補助する経費(整備後に市町が所有・管理する部分)</li> <li>○補助率：1/2以内</li> <li>○上限：10,000千円以内</li> </ul> </li> <li>本制度の助成対象となるには、内陸フロンティア推進区域での事業である必要があるが、県は現在、推進区域の新規指定を行っていない。</li> </ul>	その他(当面、現行制度を推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民地における電線地中化に関して、現状や支援要望の状況を情報収集し、必要により担当部局に支援制度の充実を働きかけていく。</li> </ul>
9	空き家の撤去費用に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家については、防災・防犯上早期に対応するためにも、昭和56年以前の基準(旧耐震基準)で建築された空き家の解体撤去費用に対する助成をして欲しい。</li> </ul>	一般社団法人静岡県都市開発協会	建築安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等対策の推進に関する特別措置法第4条において「市町村長は、(中略)空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」と規定されている。</li> <li>市町が実施する空き家の除却に対する補助については、国の空き家対策総合支援事業(国土交通省所管)制度がある。</li> <li>県内市町では、平成29年10月1日現在、6市町(伊東市、伊豆市、三島市、小山町、焼津市、磐田市)が一定の要件を満たす空家の解体撤去に対して補助を行っている。</li> </ul>	国の現行制度で対応可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>県としては、空家の解体撤去に対する補助制度を創設していない市町に対して、国の現行制度を活用した補助制度創設を働きかけていく。</li> </ul>
10	低炭素推進事業に関わるZEH(ゼロエネルギーハウス)化支援とEV搭載による住宅への拡充支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素排出削減等の環境配慮に特化したZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)やEV(電気自動車)搭載住宅の拡大に向けた助成をしてほしい。</li> </ul>	一般社団法人静岡県都市開発協会	住まいづくり課 環境政策課 エネルギー政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築・既築住宅のZEH化に対する助成は国が実施しているところであり、今年度の交付決定件数は全国で7,000件、本県においては500件を超えている。</li> <li>EVについては、国において車両の購入助成、エコカー減税及びグリーン化特例等の措置により、車両導入の支援を行っている。</li> </ul>	現行制度で対応可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の助成制度が充実していることから現行制度で対応可能と考えるが、引き続き国の助成制度や減税措置等のPRを行い、普及に取り組む。</li> </ul>